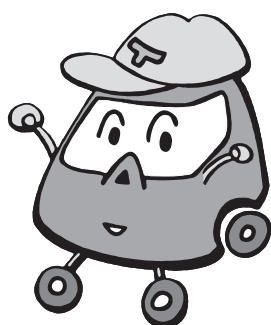


兵ト協ニュース

2011.2 No.295
.....



長田神社追儺式(神戸市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 年末年始の記録的降雪を踏まえた異常気象時等における 所要の措置の実施の周知徹底について (依頼).....	1
自動車の検査・登録業務の年度末繁忙対策に関する 協力依頼について.....	2
平成21年度自動車使用管理計画実績報告書等の提出について	4
○ 事務局からのお知らせ	
平成22年度 衝突被害軽減ブレーキ導入助成金申請について	5
ドライブレコーダー機器導入助成対象機器が追加されました.....	5
安全装置等導入促進助成対象機種が追加されました.....	5
○ 陸災防のページ	
定期健康診断有所見率の改善のための取組について.....	6
フォークリフト運転技能講習会のお知らせ.....	10
○ 会員だより.....	14
○ 協会日誌.....	16



行政からのお知らせ



国土交通

国 自 安 139号

平成23年1月12日

(社) 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

年末年始の記録的降雪を踏まえた異常気象時等における 所要の措置の実施の周知徹底について（依頼）

昨年 12 月 25 日から 27 日にかけて福島県内の国道 49 号において、12 月 31 日から本年 1 月 2 日にかけて鳥取県内の国道 9 号において、気象観測史上最高の降雪量や一日で通常の年間降雪量を超える量の降雪が記録されるなど、異常な降雪状況となったことにより、多数の走行不能車両が発生し、長時間に渡り道路交通が停滞する状況となりました。走行不能車両の中には、冬用タイヤやチェーンを装備しないものなどが多く含まれ、事態を悪化させる要因の一つになったと考えられます。

自動車運送事業者は、法令により、異常気象時等において輸送の安全に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示など所要の措置を講じることとされており、また、平成 22 年 12 月 22 日付けで国土交通省自動車交通局長から「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」により、貴会傘下会員に対する事故防止対策の実施について周知徹底依頼を行っているところですが、上記の状況を踏まえ、再度、貴会傘下会員が気象情報等を把握して冬用タイヤやチェーンの装備などの所要の措置を実施するよう周知徹底をお願い致します。



神 兵 登 第225号
平成23年1月14日

社団法人 兵庫県トラック協会会長 殿

神戸運輸監理部長

自動車の検査・登録業務の年度末繁忙対策に関する 協力依頼について

平素は、国土交通行政の円滑な遂行にご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

例年、年度末は自動車税及び会社の決算期等の関係で、自動車の検査・登録申請が集中しています。

このため、毎年3月期には、申請窓口が非常に混雑するとともに、申請処理に長い時間を要することとなり、申請者の皆様には長時間お待たせすることになります。

また、申請手続きの相談にも応じがたい状態となる場合も考えられます。

当部といたしましても、申請者の皆様方にご迷惑をおかけしないよう、種々対策を講じているところではありますが、貴職におかれましてもこのような事情をご賢察いただき、別紙 PR 文書の広報誌への掲載について特段のご配慮をお願いします。



自動車の検査・登録申請の早期手続きについて

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、申請処理を円滑に行うため、自動車の検査・登録手続きは比較的すいている3月中旬までにお済ませ下さいますようお願いいたします。

また、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の1ヶ月前から受けられますので、余裕をもってお受け下さい。

なお、検査・登録申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

神戸運輸監理部

兵庫陸運部

登録に関するお問い合わせ先

0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 6 6

検査に関するお問い合わせ先

0 7 8 - 4 5 3 - 1 1 0 2

姫路自動車検査登録事務所

登録に関するお問い合わせ先

0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 6 7

検査に関するお問い合わせ先

0 7 9 2 - 3 1 - 4 8 0 1

神戸運輸監理部ホームページ：<http://wwwbt.mlit.go.jp/kobe/>

自動車使用管理計画実績報告書の 提出がお済みでないみなさまへ

近畿運輸局自動車交通部貨物課

平成21年度 自動車使用管理計画実績報告書等の提出について

平素は、運輸行政にご理解いただきましてありがとうございます。

さて、『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量等の削減等に関する特別措置法』（通称『自動車 NO_x・PM 法』）に基づき、同一府県内における対策地域内に使用の本拠の位置を有する事業用自動車等を 30 台以上使用する自動車運送事業者は、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）を抑制するため、4 年間の計画を作成・提出し、その後、毎年度の実績を提出することとなっております。

しかし、22 年度においては、多くの事業者の方から未だ提出いただいております。

よって、至急提出していただきますようお願いいたします。報告書様式は、近畿運輸局のホームページ（<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>）のお知らせ欄からダウンロードできます。ダウンロード出来ない場合は、お手数ですが下記近畿運輸局貨物課へご連絡下さい。

1. 作成、提出時の注意点

- ・作成は、大阪府と兵庫県別々に作成して下さい。
- ・使用の本拠の位置が大阪府内の場合は大阪運輸支局（輸送部門）へ、兵庫県内の場合は神戸運輸監理部兵庫陸運部（輸送部門）へ、それぞれ提出して下さい。
- ・提出は紙媒体 1 部のほか、電子データを CD やフロッピーディスクにより併せて提出して下さい。電子データは、取りまとめて環境省へ報告する必要がありますので、ご協力願います。

2. 制度の概要

①目的

大気汚染の著しい地域である対策地域において、その防止に関して国、地方公共団体、事業者等の果たすべき責務を明らかにするとともに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するための所要の措置を講ずることなどにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図っていくことを目的としています。

②対策地域

大阪府内 37 市町（能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤坂村、岬町を除く大阪府下全市町）
兵庫県内 13 市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町）

③対象自動車

乗用自動車、貨物自動車、バス、特殊自動車

（軽自動車、特殊自動車（0、9 ナンバー）及び二輪自動車を除く。）

3. 法律で定められた提出期限

- ・自動車使用管理計画報告書…特定事業者に該当することとなった日から3ヶ月以内
- ・自動車使用管理計画実績報告書…毎年6月末

近畿運輸局自動車交通部貨物課

Tel 06-6949-6447（直通）

Fax 06-6949-6531

事務局からのお知らせ

平成22年度衝突被害軽減ブレーキ導入助成金申請について

標記の助成金の申請期限を3月17日（木）まで延長いたします。但し、下記の3項目を厳守して下さい。

1. 平成23年3月15日（火）までに登録が完了する。
2. 3月末日までに車両代金の支払いが必ず完了する。
3. 3月17日（木）までに必要添付書類を添えて助成金申請書が兵ト協に提出される。

※3月17日までに領収書が整わない場合は、請求書のコピーを付け申請し、3月末までに支払いを完了し速やかに領収書（写）を提出すること。

上記の条件から外れる場合は助成金の対象となりませんのでご注意願います。

また、3月17日までに予算枠に達した場合は、その時点で締め切りとなりますのでご承知おき下さい。

問い合わせ先：輸送事業部

ドライブレコーダー機器導入助成対象機器が追加されました

○ ドライブレコーダー機器

株式会社ドライブカメラ

WN-WITNESSⅢ

※連絡先 03-6228-3171

株式会社アイ・シー・エル

IDR-100A

※連絡先 03-3763-6481

安全装置等導入促進助成対象機種が追加されました

○ 三菱電機株式会社

CM-5200A、CM-7200A

兵庫労働局からのお知らせ

平成23年1月4日

定期健康診断有所見率の改善のための取組について

日頃から、労働衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条及び第45条の規定による定期健康診断（以下「定期健康診断」という。）における有所見率（健康診断を受診した労働者のうち異常の所見のある者の占める割合をいう。以下同じ。）は、平成21年には52.3%に達し、また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等による労災支給決定件数も高水準にあります。

このため、第11次労働災害防止計画において、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」を目標として、労働者の健康保持増進対策の推進、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の促進を図っているところです。

今般、兵庫労働局及び管下各労働基準監督署では事業場における労働者の有所見率の把握、健康管理体制の整備のために、自主点検（別添参考例）を実施することとしました。

別添

定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について

1 趣旨等

定期健康診断における有所見率が増加し続けていること及び脳・心臓疾患による労災支給決定件数も高水準にある現状にかんがみると、脳・心臓疾患の発生防止の徹底を図るには、長時間労働者に対する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の8の規定に基づく面接指導等の実施だけでなく、定期健康診断における脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいう。以下同じ。）における有所見となった状態の改善（以下「有所見の改善」という。）に取り組むことが重要である。また、職業性疾病としての熱中症等の予防においても、有所見の改善が重要である。

有所見の改善のためには、事業者が行う保健指導等に基づき、労働者が栄養改善、運動等に

取り組むこと、また、事業者が就業上の措置を適切に行うことなどが必要である。

以上を踏まえ、下記 2 により、定期健康診断における有所見率の改善に向けて取組を行うものである。

2 事業者及び労働者による有所見率改善の取組

(1) 事業者は、次の事項について確実に取り組むこと。

ア 定期健康診断実施後の措置

法第 66 条の 4 の規定に基づく有所見についての医師からの意見聴取及び法第 66 条の 5 の規定に基づく作業の転換、労働時間の短縮等の措置は、労働者の健康保持及び有所見に関係した疾病発生リスクの低減のみならず、有所見の改善にも資することを踏まえ、事業者はこれらを適切に実施しなければならないものであること。

イ 定期健康診断の結果の労働者への通知

労働者が、その健康の保持増進のための取組に積極的に努めるようにするためには、自らの健康状況を把握することが重要であることも踏まえ、事業者は、法第 66 条の 6 の規定に基づき、定期健康診断の結果を労働者に通知しなければならないものであること。

(2) 事業者及び労働者は、次の事項について取り組むよう努めること。

ア 定期健康診断の結果に基づく保健指導

(ア) 法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく医師又は保健師による保健指導（以下単に「保健指導」という。）は、これにより有所見者が、食生活の改善等に取り組むこと、医療機関で治療を受けることなどにより、有所見の改善に資するものであることから、事業者の努力義務であることも踏まえ、事業者は適切に実施するよう努めること。

したがって、保健指導は、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報提供を十分に行うこと。

(イ) 保健指導は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者が自ら健康の保持に取り組まなければ予期した効果を期待できないことから、労働者は、法第 66 条の 7 第 2 項の規定に基づき、定期健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めること。

イ 健康教育等

(ア) 法第 69 条第 1 項の規定に基づく健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置（以下「健康教育等」という。）は、これにより労働者が栄養改善、運動等に取り組むことにより、有所見の改善に資するものであることから、事業者の努力義務であること等も踏まえ、事業者は適切に実施するよう努めること。

なお、健康教育等は、有所見者のみならず、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者についても重点的に行うこと。

おって、健康教育等の実施においては、脳・心臓疾患関係の主な検査項目の有所見率がおおむね増加傾向にあることから、当該有所見の改善に係る健康教育等を重点的に行うこと。

(イ) 健康教育等は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者自ら健康の保持増進に取り組まなければ予期した効果を期待できないことから、労働者は、法第 69 条

第2項の規定に基づき、事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めること。

ウ 留意事項

事業者は、保健指導及び健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容を示すとともに、その後の労働者の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行うこと。

また、(1)イの際、事業者は、保健指導及び健康教育等において示された労働者自身が取り組むべき事項を実施するよう労働者を指導すること。

(3) 計画的かつ効果的な実施のための取組事項

事業者は、(1)及び(2)の事項を計画的かつ効果的に実施するため、次の事項について取り組むよう努めること。

ア 計画的な取組

(ア) 事業者は、(1)及び(2)の事項のうち事業者が取り組む事項(以下「事業者の取組事項」という。)への取組について計画を作成するなど、計画的に取り組むこと。

(イ) 事業者は、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日などにおいて、計画的に、健康教育等を行うとともに、(2)の事項のうち労働者が取り組む事項の実施状況を確認すること。

(ウ) 事業者は、全国労働衛生週間及びその準備期間において、有所見率改善の取組を効果的に推進するため、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発等を行うとともに、自主点検表等を活用した(1)及び(2)の事項の実施状況の点検を行うこと。

イ 取組状況の評価

事業者は、労働者ごと及び事業場全体について、実施した保健指導及び健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、事業者の取組事項の実施状況及びその結果を評価し、その後充実強化すべき事項等をその後のア(ア)の計画に反映させること。その際、衛生委員会等を活用すること。

なお、定期健康診断の結果の評価においては、必要に応じて、検査値が改善傾向であるかについても評価すること。

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく施策との連携

保健指導及び健康教育等については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、医療保険者は、40歳以上の加入者に対し、生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられており、平成20年1月17日付け基発第0117001号・保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について(依頼)」を踏まえ、事業者は、これらの施策との連携にも留意すること。

自主点検表

事業場名（ ） 、業種（ ）
 所在地（ ） 、電話番号（ ）
 労働者数（ ）人、記載担当者職氏名（ ）

I ※太線枠内を記入して下さい。（小数第1位まで）

	貴事業場における状況				全国有所見率			
	① 平成19年 (%)	② 平成20年 (%)	③ 平成21年 (%)	増減率 (%) ②③	① 平成19年 (%)	② 平成20年 (%)	③ 平成21年 (%)	増減率 (%) ②③
定期健康診断全体有所見率	%		%	%	49.9%	51.3%	52.3%	4.8%
血中脂質検査有所見率	%		%	%	30.8%	31.7%	32.6%	5.8%

② 増減率（％）は下記により計算する。※平成20年の数値は使わない。（記入不要）
 （ ③平成21年の値 － ①平成19年の値 ） ÷ ①平成19年の値 × 100

II ※下記のチェック項目について該当に○印を付けて下さい

1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい・いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい・いいえ ・該当者がいない
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい・いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい・いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい・いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい・いいえ ・把握していない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項（食生活の改善等に取り組むこと）を着実に実施するよう指導していますか。	はい・いいえ
8	労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。	はい・いいえ
9	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい・いいえ ・把握していない
10	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい・いいえ
11	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容（栄養改善、運動等に取り組むこと）を示していますか。	はい・いいえ
12	6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい・いいえ
13	事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい・いいえ
14	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい・いいえ
15	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい・いいえ
16	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい・いいえ
17	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい・いいえ

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成23年 3 月 4 日（金） 8時30分～ 8 時15分受付
	会 場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※受講者の為の駐車場はありません。 （公共交通機関を利用して下さい）
実 技	講 習 日	平成23年 3 月 5 日（土） 8 時～ 7 時45分受付 3 月12日（土） 8 時～ 3 月13日（日） 8 時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島 8 - 11 - 3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

（1） 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A 4 サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真 2 枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2 枚のうち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年1月24日(月)～平成23年2月25日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員(50名)に達ししだい締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

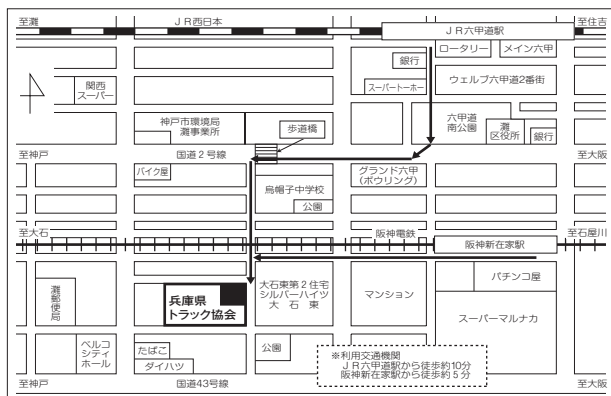
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

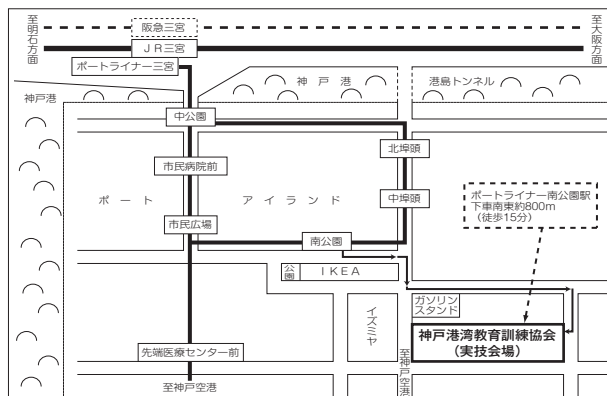
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。

縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		年 月 日生		交付年月日		※	
現 住 所 (修了証に載ります)		〒 電 話 (携帯電話)				本 籍	都 道 府 県
勤務先	所在地	〒 電 話 F A X					
	名 称						
所持する自動車 運 転 免 許 証		1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい			免許証番号		
					取得年月日 年 月 日		
					発行者 公安委員会		
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。				平成 年 月 日 受講者氏名 _____ ⑩			
書替・再交付年月日		※ 年 月 日					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 22 年 12 月末現在)

(単位：円／ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		93.96	87.70	103.86	97.50
出 光		93.89	99.00	98.20	99.00
Ｊ エ ナ ジ ー					105.00
コ ス モ		94.11	95.87	105.67	97.00
昭 和 シ ェ ル		92.14			97.50
モ ー ビ ル		93.05		100.00	110.00
エ ッ ソ		92.55	95.60	106.30	
三 井				104.00	
そ の 他		93.67	93.31	98.00	98.98
総 計		93.44	93.25	101.48	100.38
22 ／ 11	全国平均	90.04	調査なし	96.54	97.22
	近畿平均	89.53		96.52	97.74

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円／ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成22年 1 月		85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年 2 月		87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年 3 月		87.10	89.50	96.77	93.18
平成22年 4 月		88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年 5 月		92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年 6 月		93.43	96.41	102.58	99.43
平成22年 7 月		92.12	96.02	102.46	98.33
平成22年 8 月		90.93	93.14	100.48	101.71
平成22年 9 月		89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月		87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月		88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月		89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年 1 月		93.44	93.25	101.48	100.38
年 間 平 均		89.65	92.21	99.06	97.64

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
22.12.15	丹有	一般利用	(株)ネスト ロジスティクス	迫 慎 二	〒651-1431 西宮市山口町阪神流通センター 1丁目57 TEL 078-907-5545 FAX 078-907-5546

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.1.5	北播	一般	(有) 金 田 建 業	金 田 讃 吉

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
23.1.7	185	代 表 者 (2 名)	日向土木興業(株) 高 橋 玉 泰	高 橋 貞 充 高 橋 玉 泰
1.12	34	住 代 表 所 者	(株)西日本厚栄社 神戸市垂水区桃山台6丁目16-12 沼 田 明	663-8114 西宮市上甲子園5丁目10-23 小 林 望
1.12	172	住 所	(有)グレイスキャリー 姫路市川西167-31	671-2201 姫路市書写1732-13
1.12	94	代 表 者 (2 名)	神戸互洋運送(株) 高 島 柳 夫	高 島 柳 夫 (会 長) 高 島 厚 弥 (社 長)
1.18	167	代 表 者	揖 龍 運 送 (株) 石 野 美 子	小 川 洋 一 郎
1.19	65	代 表 者 (3 名)	(有) 西 村 運 送 西 村 豊 春 (会 長) 西 村 辰 雄 (社 長)	西 村 豊 春 (会 長) 西 村 典 子 (社 長) 宮 城 盛 行 (社 長)



かなしみ

年 月	支部名	氏 名	会 社 名
22.11	淡路	川 原 信 一	(有) 川 原 運 送
11	丹有	足 立 一 夫	(株)フレッシュ急便
11	兵庫	脇 村 邦 彦	(有) 山 一 運 送
11	但馬	中 川 英 之	(株) 中 川 建 材
11	北播	平 尾 し げ の	加 美 運 送 (有)
12	東神戸	西 村 辰 雄	(有) 西 村 運 送
12	西播	竹 内 榮	(有) 竹 弘 運 輸
12	東播	前 田 き り の	(株) 北 神 物 流
12	東播	大 和 左 和	大 和 運 送 店



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成 23 年 1 月 12 日現在)

H 22 ・ 12 ・ 21	(株)ショーゼン	18,915 円
27	(株)ジェイエヌ	10,191 円
H 23 ・ 1 ・ 12	(株)倉治回漕店	20,496 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号	01170-6-54803
○口 座 名	社団法人 兵庫県トラック協会募金係

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
1・7	平成 23 年新春名刺交換会	神戸市勤労会館 7 階大ホール	10	輸送秩序確立委員会正副委員長会議	兵 兵 協
	兵ト協 正副会長会議	兵 兵 協	14	全ト協 第 14 回情報化推進委員会	ス ク ワー 町
12	ダンブ部会情報交換会	兵 兵 協		交通対策委員会	兵 兵 協
	全ト協引越部会分科委員会	全 ト 協	15	輸送秩序確立委員会	兵 兵 協
13	集団指導(陸運部監査部門と共催)	兵 兵 協		整備管理者選任後研修	兵 庫 県 農 業 会 館
14	兵庫大阪合同適正化委員会・役員会	センタービル		三木会	兵 兵 協
17	環境審議会大気環境部会(第 4 回)	兵 庫 県 遺 族 会 館	16	はい作業主任者技能講習	兵 兵 協
	兵ト協 本部研修センター建設等検討委員会	兵 兵 協		兵庫労働局登録教習機関連絡会議	兵庫労働局
	整備管理者選任後研修	兵 庫 県 農 業 会 館		兵庫県交通安全対策委員会	兵庫県公館
	取扱・食品部会合同「新春荷主懇談会・研修会」	ホテルオークラ 神戸		新規事業者 指導講習会	運 輸 局
18	ダンブ部会官公庁等荷主訪問	兵庫県、神戸市、 兵庫国道他2箇所	17	はい作業主任者技能講習	兵 兵 協
	集団指導(陸運部監査部門と共催)	兵 兵 協		全ト協 交付金運営中央委員会	第 一 ホ テ ル 京
	KTS「正副会長会議」	神 戸 市 「ソルロンタン」		運行管理者試験 試験前講習会	農 業 会 館
19	集団指導(陸運部監査部門と共催)	西 部 研 修 セ ン ター		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第 一 ホ テ ル 京
	近ト協 臨時幹事会	大 ト 協		平成 22 年度全国物流青年経営者代表者研修会	東京都「東京都 トラック総合会館」
	引越部会「平成 23 年新春全体会議」	神戸市中央区 「西村屋 和味旬彩」	18	第 20 回全国物流経営者中央研修会	東京都「グランド プリンスホテル赤坂」
20	ダンブ部会官公庁等荷主訪問	建 設 協 会、 明 石 市		環境対策委員会	兵 兵 協
	全国専務理事事業連絡会議(～ 21 日)	全 ト 協		グリーン経営講習会	難 波 御 堂 筋 ビルディング 9 F
	兵庫県高速道路交通安全協議会平成 23 年度第 1 回幹事会	(財)兵 庫 県 交通安全協会 5 階	21	第 5 回近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会	ホテルプリム ローズ 大 阪
21	運行管理者基礎講習	神 戸 海 洋 博 物 館	22	集団指導(陸運部監査部門と共催)	H O P I N N (JR 尼 崎 駅)
	三木会	兵 兵 協		物流政策委員会	兵 兵 協
22	兵青協 新年会	南あわじ市		兵ト協 交付運営金委員会	兵 兵 協
24	荷役作業墜落防止研修・派遣労働者の安全衛生管理研修	兵 兵 協	23	集団指導(陸運部監査部門と共催)	西 部 研 修
26	ダンブ部会官公庁等荷主訪問	姫 路 市 建設協会会館他2箇所	24	兵庫県トラック運輸厚生年金基金 理事会・代議員会	楠 公 会 館
	兵青協 研修事業	兵 兵 協		整備管理者選任後研修	姫 路 市 勤 労 市 民 会 館
27	整備管理者選任後研修	姫 路 市 勤 労 市 民 会 館		全ト協重量部会「経営者研修会」	熱 海 海 荘
28	兵青協 茨城県トラック協会青年部協議会との交流会	神 戸 市 「山 田 屋」	25	適正化事業集合指導	東 播 支 部 (播磨 トラック連合会同組合)
29	兵ト協 天狼会 新年例会	山 田 屋		近ト協 第 29 回理事会	クラウンプラザ 神 戸
31	ダンブ部会官公庁等荷主訪問	西 宮 市	26	KTS 主催「第 4 回配車担当者会議」	大 阪 市 「大 成 閣」
	兵ト協 総務委員会	兵 兵 協	28	平成 22 年度エコドライブ推進セミナー	兵 兵 協
	環境審議会大気環境部会(第 5 回)	兵 庫 県 不 動 産 会 館		近プロ適正化指導員研修・連絡会	
－ 2 月の予定－			－ 3 月の予定－		
2・1	兵庫県交通安全対策委員会「教育・運転対策」合同部会	ひ ゃ う ご 女 性 交 流 館	3・1	兵ト協 正副会長会議	兵 兵 協
2	エネルギー・環境問題講習会	神 戸 市 勤 労 会 館		兵ト協 総務委員会・常任理事会合同会議	兵 兵 協
	「下請ガイドライン説明会」	西 部 研 修 セ ン ター	3	兵青協 新旧役員会	兵 兵 協
	全ト協第 30 回引越部会	全 ト 協	9	ダンブ部会情報交換会	兵 兵 協
3	適正化事業集合指導	兵 兵 協		兵ト協 正副会長会議	兵 兵 協
4	近ト協 幹事会	大 ト 協		兵ト協 理事会	兵 兵 協
	物流講演会	大阪府立労働センター (エルおおさか)	10	全ト協労働委員会	全 ト 協
	集団指導(陸運部監査部門と共催)	ホ テ ル H P O I N N	15	ひょうごエコタウン推進会議	ラ ッ セ ル
7	ダンブ部会官公庁等荷主訪問	豊 岡 河 川 国 道、 建設協会豊岡他箇所	16	引越・宅配輸送情報交換会	ポ ー テ ビ ア
	近プロ適正化事業部(課)長会議	H O P I N N (JR 尼 崎 駅)	17	全ト協 予算総会	第 一 ホ テ ル 京
8	集団指導(陸運部監査部門と共催)	西 部 研 修 セ ン ター		全ト協 正副会長会議	第 一 ホ テ ル 京
9	ダンブ部会官公庁等荷主訪問	建設協会篠山、 建設協会丹波	19	近畿ブロック青年経営者研修会	大 阪 市 「ANA グランプリホテル大阪」
	自動車関係団体連絡会	自 動 車 館	25	兵ト協 通常総会	兵 兵 協
	KTS「正副会長会議」	大 ト 協		KTS「正副会長会議」	和 歌 山 県
	食品部会「全体会議」	「神 仙 閣」 神戸市中央区			